

市会発議第7号

塩見聡議員に対する問責決議

上記議案を別紙のとおり提出する

令和7年5月13日

発議者	福知山市議会議員	高橋 正樹
賛成者	福知山市議会議員	大谷 洋介
〃	〃	吉見 純男
〃	〃	中嶋 守
〃	〃	イシワタ マリ

福知山市議会 議長 田 渕 裕 二 様

(別紙)

塩見聡議員に対する問責決議

福知山市議会は、市民に選挙で選ばれた議員により構成され、二元代表制の一翼を担う市民の代表機関として、住民自治を議会運営の基本理念として活動している。

議会運営における最高規範である福知山市議会基本条例では、前文で、「議員は、議会運営の規範を遵守し、実践することにより、市民に信頼され、評価される議会を構築するものである。」と述べ、第25条において、「議員は、市民全体の代表者としてその責務を常に自覚し、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。」と規定している。

塩見聡議員は、令和7年第1回福知山市議会定例会の一般質問の「花火大会に対する市のかかわり方について」において、次のような発言を行った。

1点は、「監事の逮捕と影響はというようなところですよ。履歴事項全部証明書で、花火大会の主管である一般社団法人DOKKOISEの元監事が2度逮捕されておられます。その税理士法違反と公印偽造での詐欺という形で、警察にも確認し手口も聞きました。あのやり方だと正直、もう何を信じていいのかわからない、すべてが根底から信用できないことになります。その元監事がお金の関係をされていたのではないかと、令和5年12月31日の解任が令和6年2月2日に登記されていますが、多くの部分に関わっていたと推測されます。」

もう1点は、「花火大会の後援決定がなぜ選挙前にされなかったのか、まるで大橋市長当選のための材料に使ったように見えてしまいます。大橋市長側から依頼をしなかったとしても、あちらが付度するかたちになっています。また、市議会議員選挙の前にもチラシが配布され、その結果に大きく影響を及ぼしたと私は感じております。こちらで一番の問題は応援してもらい当選したのだから、こちらも付度し、審査が甘くなったり優先したりという事になっていないかということなんです。」

これらの発言は、根拠が不明確であり、憶測と先入観に基づいた発言と言わざるを得ず、不特定多数の個人への様々な評価が波及する可能性があり、福知山市議会の規律に反し、議会の秩序を乱すものである。さらに、行政への不安をあおったり、個人や団体の信用を傷つけることにつながるものである。

議会は、執行機関を監視することを重要な機能としており、質問権は議員の固有の権限であるが、何よりも守ることは、発言することで特定の個人の社会的地位を下げないよう細心の注意、配慮が必要であり、言動が市民や市政に与える影響からその前提として議会運営の規範の遵守と高い倫理的義務が課せられている。

塩見聡議員においては、過去にも議会での発言が問題となり、福知山市議会の信用を失墜させたことから、二度と市民の誤解や不信を招くことがないように求められてきた経緯がある。

しかしながら、今回の発言に対し、議長や議会運営委員会から指摘されてからも自己の正当性を繰り返し、議会運営に協力を示す対応でないことは、議会の構成員として議会の秩序を遵守する姿勢が弱いと言わざるを得ない。

地方自治法においては、地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないと規定されている。

よって、福知山市議会は、塩見聡議員に対して、これらの行為についての反省と再発防止を求め問責するものである。

以上、決議する。

令和7年5月13日

福 知 山 市 議 会